

アライグマ・ハクビシン駆除事業

外来生物であるアライグマとハクビシンが家など農地以外に出没した場合に駆除事業を行っています。



センサーカメラなどで、出没個体の確認調査は随時実施し、屋外への箱わな設置は6月頃と11月頃に集中的に実施します。なお、箱わな設置場所の土地の所有者の方は設置期間の見回りと、わなが作動した際町や業者への連絡をお願いします。

申込 平日 午前8時30分～午後5時

その他 箱わな設置は、センサーカメラの映像等で出没が確認された場合に行います。※農作物の被害は産業観光課にご相談ください。

税金



生活安全安心課 環境リサイクル係
☎ 042(588)5068

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者(日の出町に固定資産税を納税している方)を対象に、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧できる情報 土地(所在地、地番、地目、地積、評価額) 家屋(所在地、地番、家屋番号、構造、種類、床面積、評価額)

固定資産課税台帳の閲覧

縦覧期間中、納税義務者などを対象に、自己資産に関する固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧又は写しを無料交付します。

対象 納税義務者、納税管理人、※対象以外の方は対象者からの委任状が必要です。

「縦覧・閲覧共通」

期間 4月1日(金)～5月31日(火)

※土日・祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5時

場所 税務課

持物 本人確認のために納税通知書や課税明細書、運転免許証などの身分証明書に加え、借地借家人の方は賃借契約書、代理人または法人の場合は、委任状を持参ください。

固定資産税と都市計画税の課税明細書・納税通知書を送付します

令和4年度課税明細書・納税通知書を5月上旬に郵送します。課税内容の確認をお願いします。なお納付の際には、納期などの確認をお願いします。

家屋を取り壊したときは

ご所有の家屋の全部または一部を取り壊した方は、登記物件の場合は法務局(登記所)で滅失登記の手続きを、未登記物件の場合は税務課までお問い合わせください。

税務課 固定資産税係
☎ 042(588)4106

4月の夜間・休日の納税窓口開設日

夜間 4月21日(木) 午後7時30分まで

休日 4月23日(土)、24日(日) 午前9時～午後1時まで



証明関係の発行はできません。

税務課 納税係 ☎ 042(588)4107

保険・年金

国民年金保険料 学生納付特例の申請をされた方へ



学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、4月上旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、ハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和4年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、納付書を作成して送付しますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

青梅年金事務所
☎ 04228(30)3410

制度のご案内

日の出町には

がん医療費助成

があります

がん治療のために受診した医療費の自己負担分が助成される制度です

認定方法

対象者 (全ての要件を満たす方)

- ① 18歳に達した日以後の最初の4月1日から70歳に達した日の属する月の末日までの方。ただし、40歳以上の方については、介護保険法第9条に規定する町の被保険者以外の方を除く。
- ② 日の出町に引き続き3年以上居住している方。
- ③ 生活保護法による保護を受けていない方。
- ④ がんの治療を要すると医師が認めた方。

医療費助成を受けるには、認定申請が必要です。「日の出町指定疾病医療費助成認定申請書」、「がん治療を要する医師の証明書」等の必要書類をご提出ください。

手続き方法については、町民課保険年金係へお問い合わせください。

※町税の滞納がある場合、助成を停止します。

お問い合わせ先

日の出町役場 町民課 保険年金係 ☎ 042(588)4110

日の出町 がん医療費助成(優待)

年金手帳が基礎年金番号
通知書へ切り替わります



日本年金機構では、初めて年金制度に加入する方に対して、これまで「年金手帳」を交付していましたが、令和4年4月1日以降に交付する場合は、年金手帳に替わり、「基礎年金番号通知書」を交付します。

年金手帳を紛失などし、再交付を希望する方には、令和4年4月1日以降は、年金手帳に替わり、「基礎年金番号通知書」を交付します。

現在お持ちの年金手帳は、引き続き、「基礎年金番号を明らかにすることができ書類」としてご利用いただけます。

就職などで勤務先から基礎年金番号の提出を求められた際は、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」を勤務先へご提出ください。紛失などにより基礎年金番号通知書を急ぎで再交付したい場合は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、青梅年金事務所でお手続きをお願いします。

問 青梅年金事務所
☎0428(30)3410

国民健康保険の
加入や脱退は届け出が必要です



離職や就職などにより、国民健康保険

の加入・脱退をする場合は、異動があった日から14日以内に、町民課保険年金係へ届け出が必要です。手続きには次のものがが必要です。

国民健康保険に加入する場合

- ① 職場の健康保険をやめた日がわかるもの (例：資格喪失証明書、離職票など)
- ② 本人確認書類 (例：運転免許証など)
- ③ 個人番号がわかるもの

国民健康保険を脱退する場合

- ① 国民健康保険の保険証
- ② 職場の保険証
- ③ 本人確認書類 (例：運転免許証など)
- ④ 個人番号がわかるもの

代理人 (同一世帯の家族以外) が届出する場合は、委任状と代理人の本人確認できるものをお持ちください。

職場の健康保険に加入した後に、誤って国民健康保険の保険証で医療機関等を受診すると、町が負担した医療費を後日返していただくこととなります。職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険の保険証を使用しないようにしてください。

問 町民課 保険年金係 ☎042(588)4110

日の出町国民健康保険税率を改定します

国民健康保険の制度改正により平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなります。

た。この制度では東京都が示す納付金を納めることとなり、町の国民健康保険特別会計の財源不足分を補っている一般会計からのその他繰入金を計画的に解消していくことが求められています。

日の出町では、財政健全化計画 (国民健康保険税改定率毎年度3%増・保健事業強化等を計画。令和15年度に繰入金解消予定) により計画的な運営を行っていますが、依然として財源不足の状態にあります。以上のことを踏まえ、国民健康保険運営協議会に諮問し、「計画どおり3%増程度が適当である」という答申をいただきました。この答申に基づき、国民健康保険条例を改正しました。ご理解と協力をお願いします。

国民健康保険税率の改定内容

内 訳		令和3年度	令和4年度	差
基礎 (医療) 賦課分	所得割	5.09%	5.23%	+ 0.14
	均等割	29,400円	30,100円	+ 700円
後期高齢者支援金等賦課分	所得割	1.82%	1.93%	+ 0.11
	均等割	10,800円	11,000円	+ 200円
介護納付金賦課分	所得割	1.53%	1.64%	+ 0.11
	均等割	11,300円	11,500円	+ 200円

財政健全化に向けては、皆様の医療費の増減も影響することから、引き続き健康の保持増進や、シエネリック医薬品の活用にも努めていただき、町でも保健事業を行い医療費の抑制・適正化に努めてまいります。

問 町民課 保険年金係 ☎042(588)4110

未就学児の均等割額が減額されます

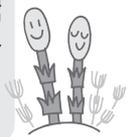
子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度から未就学児の国民健康保険税の均等割額について2分の1が減額されます。

※手続きの必要はありません。

問 町民課 保険年金係 ☎042(588)4110

催し

スポーツ協会主催の教室・講習会



日の出町スポーツ協会では、町内の方を対象にスポーツ教室を開催しています。

①ソフトテニス教室

日時 4月16日(土) 午前9時～11時

②ミニソフトボール教室

日時 4月23日(土) 午前10時～正午

ソフトボール連盟

☎090(6140)8191